

# のぼりべつ

広報

人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ

猛暑となった8月。  
夏の涼を求める多くの市民が、  
市内で開かれた祭りに訪れました。  
祭りでは、昔ながらの射的や金  
魚すくいなどの露店が軒を連ね、  
子どもたちはもちるん、夫人たち  
も童心にかえり、夏の一日を楽し  
んでいました。

特集

老後と介護  
そして、介護保険

# 老後と介護

特集

平成12年4月1日、介護保険制度スタート

# そして、介護保険

長生きできることが、  
真に幸せだと思える社会  
を目指して

還暦(61歳)、古稀(70歳)、喜寿(77歳)、傘寿(80歳)、米寿(88歳)、卒寿(90歳)、白寿(99歳)、上寿(100歳)。※( )内の年齢はすべて数え年。

これらはすべて、長寿を祝う「賀寿」で、健やかに歳をとり、節目の歳を迎えることができたことを皆で喜ぶ老年の祝いです。

しかし、衣・食・住といった生活環境や医療技術が向上し、平均寿命が年々伸びている現代社会において、

還暦や古稀を迎えることはさほど珍しいことではなくなりました。

それどころか、賀寿を迎えることは喜ばしいことではなく、長生きすることが果たして幸せなのか、歳を一つ重ねることに悩みが増えていくというお年寄りの声さえも聞くことがあります。

核家族化や高齢者の一人暮らし、衰えていく体、そして介護。

お年寄りを取り巻く環境は、決して安逸としたものではありません。

平成12年4月1日。

介護の不安や問題を解消しようとする介護保険制度がいよいよスタート

トします。

介護の問題は、

決して他人事では

ありません。

老いはだれにでも訪れます。

これは人間に限らずどんな生き物も避けることのできない自然の摂理です。

しかし、私たちは老いの先にある死を自らの力によって遠ざけてきました。

それは経験に基づいた衣食住の改善であったり、医学などの向上であったりと持てる力を最大限に発揮し

ここが知りたい介護保険

**AQ** 介護保険は、今までの福祉とどう違うのですか。

これまでも、市の福祉制度によるいろいろな介護サービスが提供されてきましたが、これまでの福祉では財源にも限りがあり、行政の判断でサービスの内容が決める(これを措置といいます)ため、必ずしも希望どおりの福祉サービスを利用できないことがありました。

介護保険とこれまでの福祉制度と

そして、介護保険

た成果です。

国の調べ（1996年）によると、私たち日本人の平均寿命は、女性が83.6歳、男性が77.0歳と世界一の長寿を誇る反面、出生数が減少し、子どもが少なくなる少子化が高齢化に拍車をかけ、65歳以上の高齢者は、1950年の46万人（人口の4.9%）から1千901万人（15.1%）と急増しました。2025年には、65歳以上の高齢者数が、人口の27.4%にあたる3千312万人となり、日本は世界一の高齢社会になるものと予想されています。

長寿という幸福を求めた先にある高齢社会。

お年寄りが人口の4分の1を占める社会とはどんな社会なのでしょう。長生きしているお年寄りすべての人が、健康で自立した生活ができるわけではありません。

中には体が虚弱で自分一人で生活することが困難な人がいるでしょうし、痴ほうのため、だれかが介護しないとそのお年寄りが生活することはもとより、生きていくことすら難しいかもしれません。

では、介護の必要なお年寄りが生活していくために、だれが介護すればよいのでしょうか。

お年寄りの配偶者や子どもたち。そう。確かにこれまではお年寄りの家族が中心となって介護を行ってきました。

しかし、お年寄りとお年寄りの同居率は年々下がり、最近では5割をや

# 人の世話にならず、元気に歳を重ねたい。

や上回る程度まで落ちています。

世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化などが、家庭の介護力を弱め、お年寄りがお年寄りを介護する「老老介護」の増加につながっているのです。

また、介護者の性別をみると、その86%が女性で、介護負担は女性に大きく寄りかかっています。

介護。一口に介護といっても、介護者の心と体の負担は非常に大きく、ときには介護者が介護されているお年寄りに憎しみすら感じ、虐待してしまうケースがあります。

朝、昼、晩と食事の支度をして、介助しながら食べさせる。下の世話もしなければならぬ。お風呂にも入れてあげなければならぬ。着替えもさせてあげなければならぬ。夜中に突然、体調を崩し、病院に連れて行くこともある。高齢者の介護だけではなく、夫や子どもの世話もしなければならぬ。

家庭の主婦が中心となりやすい高

齢者の介護は、心身ともに疲弊したいわゆる介護疲れから家庭崩壊への道をたどりかねません。

このような悲しい現実を決して他人事ではなく、自分の家庭でいつ起きても何ら不思議ではないのです。

介護の問題は他人事ではありません。現在、介護する側の年代であっても、いずれは自分が介護される年代になります。

私たちは、長寿という幸福を得た代償に、介護というとても大きな代価を支払わなければならないのです。

平成5（1993）年には約200万人だった要介護者が、平成37（2025）年には、倍以上の500万人になると推測され、21世紀に向けて寝たきりや痴ほうなどのお年寄りが急速に増えていくことが見込まれています。

たとえ、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で家族や親しい人たちと一緒に暮らしたい。

そして、できるだけ自立して誇りをもって生活していくことは私たちみんなの願いです。

こうした願いをかなえるために、介護を必要とする人、あるいはその家族を支えていく仕組みが今、求められているのです。



介護保険Q&A

の異なる点はいろいろありますが、まず保険料や公費などによって、安定した財源が確保されることです。財政的に安定するため、介護サービスの提供体制もいっそう整備されていきます。

そして利用者が、措置ではなく、サービス提供者との契約という形で自分から自由にサービスを選択して利用できる仕組みになっていることも、これまでの福祉と大きく違うところではあります。

また、福祉制度では競争原理が働きにくく、サービス内容が画一的になりがちでしたが、介護保険では、民間活力の導入が図られるので、介護サービスの効率化と質の向上を図ることができそうです。

**Q** 介護サービスはだれが提供するのですか。

**A** 従来の福祉制度では、福祉サービスを提供できるのは、市または社会福祉法人などに限られていました。介護保険制度では、生協、農協、民間事業者、営利を目的としない市民参加型の組織（NPO）



4ページへ続きます

登別市の介護保険に

ついてのお問い合わせは

介護保険推進室

(☎) 5720

## 社会全体で

老後を支えていく。

## それが、介護保険制度

平成12年4月1日からスタートする「介護保険制度」は、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる老後を実現するため、長期化する介護を社会全体で支える仕組みとしてつくられました。

介護保険は「保険」という名称を使っていますが、個人が加入脱退を選択できる生命保険などとはまったく違うものです。

40歳以上の国民が、被保険者として毎月保険料を納め、介護が必要な状態になったとき、認定を受けて

各種の介護サービスを介護サービス計画（ケアプラン）に基づき受けることができる。

これが介護保険制度です。

「私は寝たきりなんかにならないし、介護するお年寄りはいないから介護保険には入らないわ」と言っている人を見受けることがあります。この人が40、64歳の人であれば、「第2号被保険者」として、介護保険料を毎月納めなければなりません。では、65歳以上の人はどうなのでしょう。

65歳以上の人は、「第1号被保険者」として、やはり介護保険料を納めなければなりません。「あれ、64歳でも65歳でもお金を

払わなければならないのなら、結局同じじゃないか」。

いいえ、65歳以上（第1号被保険者）と40、64歳（第2号被保険者）とは、保険料の額も内容も違います。

65歳以上の保険料は、所得の低い人にとって重い負担にならないよう、所得に応じて5段階の保険料が設定されるほか、住んでいる市町村で受けることができる介護サービスの水準によって異なります。

施設やホームヘルパーが多く、介護サービスが充実している市町村では、その分、保険料も高くなります。つまり保険料が高いということは、それだけ地域の介護サービスが充実

## 介護保険料

表1

### ◆65歳以上の人(第1号被保険者)

基準額 3,300円(平成11年8月現在の登別市の試算)

| 所得段階別区分 | 対象者                                | 保険料率の設定方法    | 保険料(円) |
|---------|------------------------------------|--------------|--------|
| 第1段階    | ・生活保護受給者<br>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 | 基準額<br>×0.5  | 1,650  |
| 第2段階    | 世帯全員が市民税非課税                        | 基準額<br>×0.75 | 2,475  |
| 第3段階    | 本人が市民税非課税                          | 基準額          | 3,300  |
| 第4段階    | 本人が市民税課税<br>(合計所得金額250万円未満)        | 基準額<br>×1.25 | 4,125  |
| 第5段階    | 本人が市民税課税<br>(合計所得金額250万円以上)        | 基準額<br>×1.5  | 4,950  |

表2

### ◆40~64歳以下の人(第2号被保険者)

平均月額(平成11年7月現在の国の試算)

| 健康保険の種類         | 加入する人         | 本人の保険料(円) | 事業主または国の負担             |
|-----------------|---------------|-----------|------------------------|
| 健康保険組合          | 大規模な企業のサラリーマン | 1,700     | 原則として、本人の保険料と同額を事業主が負担 |
| 政府管掌健康保険(社会保険庁) | 中小企業のサラリーマン   | 1,500     | 原則として、本人の保険料と同額を事業主が負担 |
| 国民健康保険          | 自営業者など        | 1,300     | 国が本人の保険料と同額を負担する       |

## 介護保険Q&A

など、多くのサービス提供事業者が参入しますので、希望に沿ったものを選ぶことができます。

**Q** 介護保険で介護サービスをを受けているとき、かぜをひいて病院にかかった場合も介護保険でかかるのですか。

また、介護保険に加入したら、健康保険料はもう納めなくてもいいのですか。

**A** 介護保険と健康保険とは、別々の制度です。ですから、介護保険料を払っていても、健康保険料はこれまでどおり納めなければなりません。

なお、かぜをひいた場合は、健康保険でかかることになります。

**Q** 利用したいサービスが自分の住んでいる市に無いときは、近隣の市町村のサービスを利用することができますか。

**A** 介護保険では、他の市町村の介護サービスを、知事の指定を受けている事業者であれば、市町村の境界にとらわれず利用できます。

**Q** 現在38歳ですが、40歳になっただらどこで介護保険の加入手続きをするのですか。

**A** 65歳未満の人については、加入する健康保険が管理するので、手続きは原則不要です。65歳になって第1号被保険者にな

# 要介護認定の申請は

特集 平成12年4月1日、介護保険制度スタート

## 今年の10月から

### 介護度と介護サービスを受けられる限度額、自己負担額

表3 (平成11年8月現在の国の仮単価)

| 介護度  | 身体の状態   | 利用限度額<br>(月額・円) | 自己負担額<br>(月額・円) |
|------|---|-----------------|-----------------|
| 要支援  | 要介護状態とは認められないが、立ち上がりや歩行が不安定で入浴などに一部介助が必要。           | 64,000          | 6,400           |
| 要介護1 | 立ち上がりや歩行などが不安定。衣服の着脱や入浴などに一部介助、排せつなどの後始末に間接介助が必要。   | 170,000         | 17,000          |
| 要介護2 | 立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などに一部または全面的な介助が必要。          | 201,000         | 20,100          |
| 要介護3 | 立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴、衣服の着脱に全面的な介助が必要。           | 274,000         | 27,400          |
| 要介護4 | 日常生活の能力はかなり低下。排せつ、入浴、衣服の着脱、洗顔などに全面的な介護が必要。問題行動が増える。 | 313,000         | 31,300          |
| 要介護5 | 日常生活の能力は著しく低下。生活全般にわたり全面的な介護が必要。意志の伝達がほとんどできない。     | 368,000         | 36,800          |

※自己負担額は利用限度額の1割です。ただし、利用限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

| 介護度    | 入所施設           | 平均利用月額(円)<br>(食費を含む) | 自己負担額            |
|--------|----------------|----------------------|------------------|
| 要支援    | 施設サービスは受けられません |                      |                  |
| 要介護1~5 | 特別養護老人ホーム      | 325,000              | 食費を除いたサービスの1割と食費 |
|        | 老人保健施設         | 354,000              |                  |
|        | 療養型病床群など       | 431,000              |                  |

※施設サービスの利用限度額は、要介護度に応じて設定されます。

しているということでもありません。登別市の場合、平成11年8月末現在の試算によると、第1号被保険者の保険料は3千300円程度になると考えられます。

この3千300円を基準として、所得段階別に保険料(表1)が設定されます。

基準額3千300円となる人は、本人の市民税が非課税の人で、老齢福祉年金を受給している人は、その半額の1千650円、合計所得金額が年間250万円以上の人は基準額の1.5倍にあたる4千950円となり、所得に応じて保険料がかかります。

保険料の納め方は、厚生年金・共

済年金・国民年金などの支給月額が1万5千円以上の人は、年金の支給時に保険料が天引きされ、1万5千円未満の人や老齢福祉年金・遺族年金・障害年金などの受給者は市から送付する納入通知書で納入していただくこととなります。

40~64歳の人の保険料は、市町村が行う介護サービスの水準によって左右されません。保険料の額や計算の仕方は加入している健康保険の種類によって異なり(表2)、健康保険料に介護保険料を上乘せし、一つの保険料として納めていただきます。

平成11年7月末現在の国の試算によると、第2号被保険者の平均的

な保険料は、健康保険組合加入者であれば1千700円、政府管掌健康保険(社会保険庁)加入者の保険料は1千500円、それぞれ同額を事業主が負担します。国民健康保険加入者の保険料分(登別市は保険税)は1千300円、同額を国が負担します。この第2号被保険者の保険料はあくまで平均で、実際の保険料は所得などによって異なることにも、毎年変化します。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料は、来年2月ごろ、最終的に決定されますが、この額は高齢化率の上昇や介護サービスの利用状況などを考慮して、3年ごとに見直します。

### 介護保険Q&A

っても、介護保険に関する特別な手続きは必要ありません。

**Q** どうして40歳から加入するのですか。

**A** 40歳以上になれば、初老期、痴ほうや脳卒中などにより、介護が必要となる可能性が高くなります。また、自らの親も高齢となり、介護が必要となる可能性が高くなるため、介護保険を利用し、介護する負担が軽減される場合が多くなると考えられます。

このような理由から、介護保険の加入者は40歳以上の人となっています。

**Q** 夫婦ともに65歳以上ですが、夫が受けている年金は月額3万円以上で、妻の年金は月額1万円以下です。

この場合、保険料の納付の方法はどうなるのですか。

**A** 第1号被保険者(65歳以上)の場合、保険料は年金の支給月額が1万5千円以上の人は

8ページへ続きます

登別市の介護保険についてのお問い合わせは  
**介護保険推進室**  
(☎5720)

## 介護保険の 要介護認定の申請は 今年の10月から

では、実際に介護サービスを受けるにはどのような手続きが必要なのでしょう。

手続きの流れは図1のとおりで、介護サービスを受けるためには、まず、市に要介護認定の申請をします。要介護認定とは、その人に介護が必要かどうか、介護が必要な場合にはサービスを受ける人がどの程度の要介護状態なのかを市が確認することです。申請は本人や家族が行い、居宅介護支援事業者（介護サービス計画作成事業者）や特別養護老人ホームなどの介護保険施設に代行してもらいうこともできます。

この申請の受け付けは、今年の10月から始まり、申請を受けた市は、市の職員や市から委託を受けた介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）が家庭や施設を訪問して、本人や家族に心身の状態に関する調査を行います。

お聞きする項目は85項目。内容は、「寝返りは何かにつかま

れできませんか」「食事は自分でできますか」などで、この調査票を全国共通のシステムが組み込まれているコンピュータで処理し、その人にとっての程度の介護が必要なのか1次判定をします。

その1次判定と本人の主治医（かかりつけの医師）の意見書、調査員の特記事項を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が2次判定します。

この審査・判定が、その人の最終的な要介護認定・介護度（表3）になります。

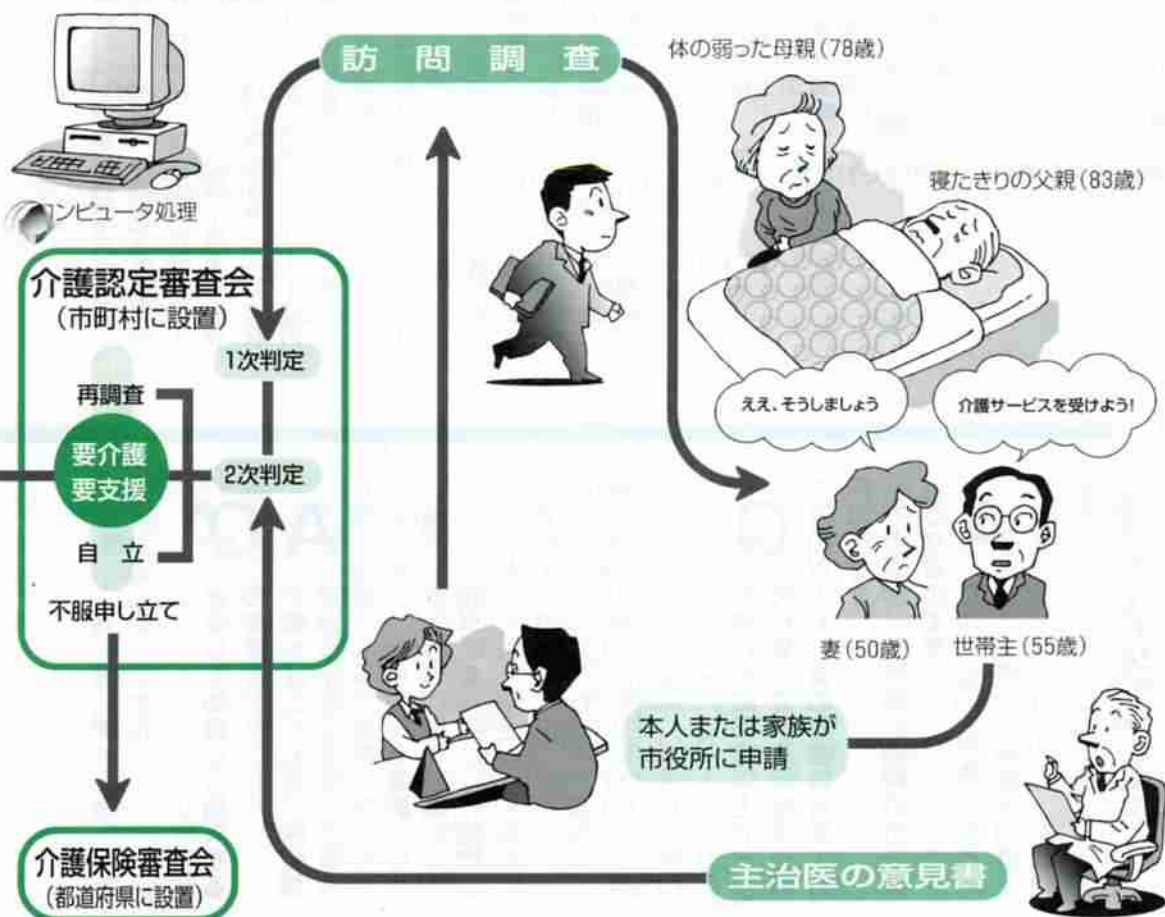
要介護認定の基準は全国共通のもので、7段階に分けて判定されます。

まず、常に介護が必要である「要介護」。そして、常に介護を必要としなくても日常生活に支援が必要な「要支援」、介護の必要がない「自立」に分かれます。

「要介護」は、軽度から重度まで5段階に分けられ、在宅や施設での介護サービスを選択することができます。「要支援」と判定されると、在宅サービス（痴呆対応型共同生活介護を除く）を受けることはできませんが、施設での介護サービスを受

# 介護サービスを受ける には、要介護認定の申 請が必要です。

図1 介護保険制度の仕組み



# 介護サービス計画の作成は、ケアマネジャーがお手伝いいたします。

要介護の認定を受けた人は、まず、在宅サービスを利用するか、施設に入所するかを決め、在宅サービスを利用する場合は、介護サービス計画をつくることとなります。

介護サービス計画は、自分でつくることができませんが、介護サービス計画作成事業者に頼んでつくってもらうこともできます。

この介護サービス計画の作成において中心的な役割を担うのが、「介護支援専門員」（ケアマネジャー）です。

## 介護サービス計画って何。計画はどうやってつくるの。

介護度の認定結果は、原則として申請から30日以内に、市から本人に通知します。

けることができません。「自立」と判定されると、介護保険の介護サービスは受けることができません。

ただし、この介護度は、原則として6カ月ごとに見直され、心身の状態が変化すれば、再度、申請することができます。

介護支援専門員は、本人の希望や体の状態、家庭的な問題も踏まえ、介護者にどんな問題があるのか、その問題を解決するにはどんなサービスを利用したらいいのか、介護サービスの原案を基に、さまざまな専門職の意見を聞き、介護サービス計画を作成します。

原案を作成するのは介護支援専門員ですが、最終的に決定するのはあくまでも介護を必要とする方、ご自身です。

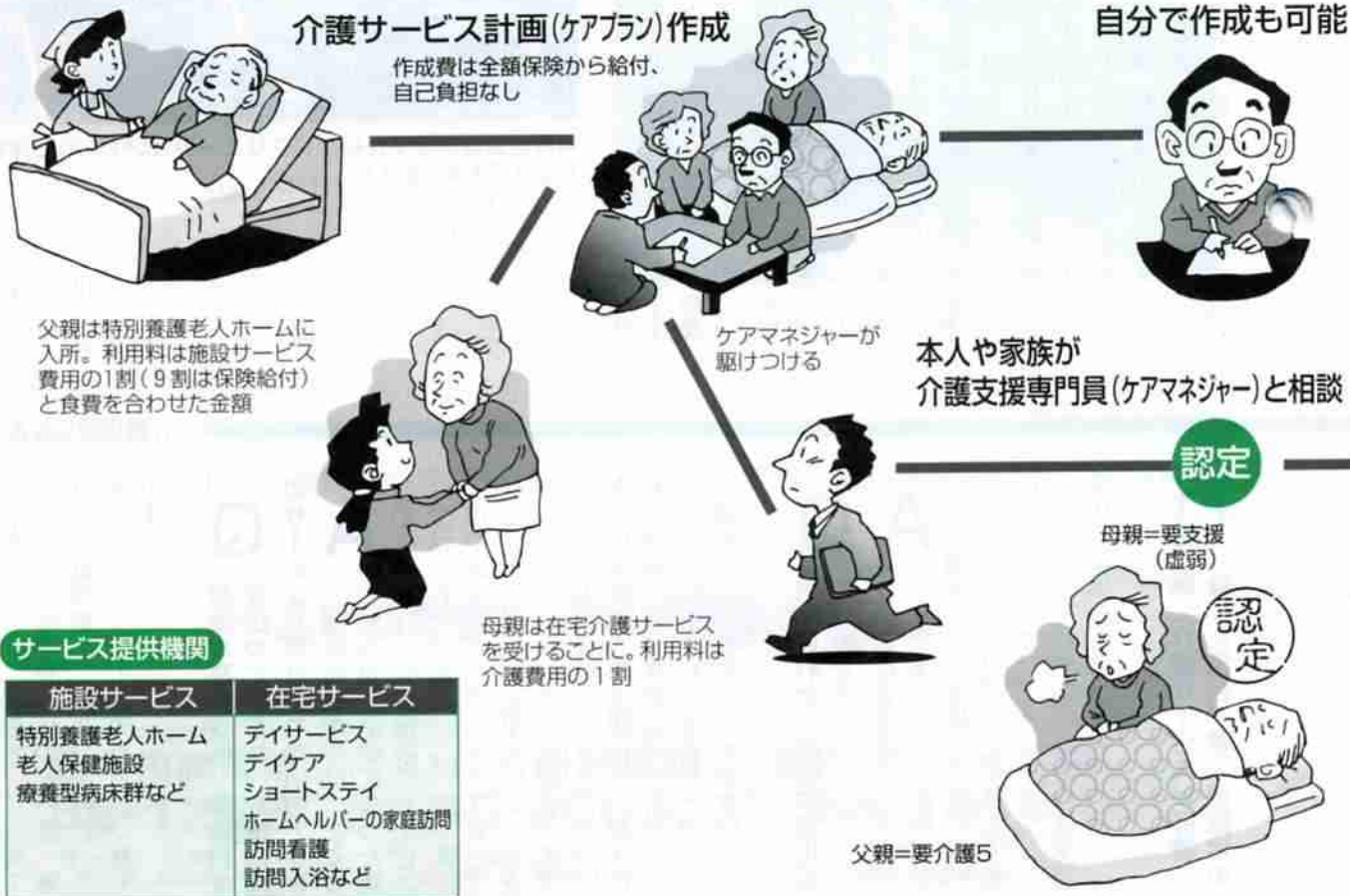
在宅サービスを利用する場合、介護の必要に応じた限度額の範囲内でいろいろなサービスを受けることができます。

第1号被保険者、すなわち65歳以上の人は、日常生活で介護や支援が必要と認定されれば、介護サービスを受けることができますが、40〜64歳までの人は、痴ほうや脳血管障害など、介護や支援の必要になった状態が、老化に伴う病気によるという要件を満たさなければ介護保険の介護サービスを受けることができません。

「認定された介護度に不満」など、認定結果について納得できない場合があります。

介護支援専門員は、本人の希望や体の状態、家庭的な問題も踏まえ、介護者にどんな問題があるのか、その問題を解決するにはどんなサービスを利用したらいいのか、介護サービスの原案を基に、さまざまな専門職の意見を聞き、介護サービス計画を作成します。

介護支援専門員は、本人の希望や体の状態、家庭的な問題も踏まえ、介護者にどんな問題があるのか、その問題を解決するにはどんなサービスを利用したらいいのか、介護サービスの原案を基に、さまざまな専門職の意見を聞き、介護サービス計画を作成します。



**サービス提供機関**

| 施設サービス    | 在宅サービス       |
|-----------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | デイサービス       |
| 老人保健施設    | デイケア         |
| 療養型病床群など  | ショートステイ      |
|           | ホームヘルパーの家庭訪問 |
|           | 訪問看護         |
|           | 訪問入浴など       |

は、北海道に設置される「介護保険審査会」に不服審査の申し立て（認定の結果を知った日の翌日から60日以内）をすることができます。

## 認定される 介護の必要度は、 全部で6段階

要支援・要介護と認定されると、介護の必要度、すなわち、要支援状態から要介護状態（介護度1～5）までの6段階に応じて（表3）、利用限度額の範囲内でサービスを受けることができます。利用限度額は、平成11年8月現在の国の仮単価によると、在宅サービスでは月額6万4千円、36万8千円程度、施設サービスでは月額32万5千円、43万1千円程度となっています。

実際に介護サービスを受けるときは、サービスを受ける人と受けない人との負担を公平にするため、受益者負担として総費用の1割を利用者が自己負担することになります。また、施設に入所している場合、食費については自己負担となります。ただし、1割の自己負担額が高額になるときは、自己負担額の上限を

# 介護サービスを受けるときは、利用者が総費用の1割を自己負担



▲機能回復訓練をかねたレクリエーションで、心と体をリフレッシュ（デイサービス）

設定するほか、低所得の人には自己負担額の上限や食費負担の額を低く設定します。

## 介護保険で 受けることができる 介護サービス

介護保険で受けることができる介護サービスは、在宅で介護を受ける

人を対象にしたものと、施設に入所する人を対象にしたものがあります。まず、主な在宅サービスをご紹介します。

- ①訪問介護 ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排せつの介護や調理、洗濯など家事の援助を行います。
- ②訪問入浴 家庭に浴槽を持ち込んでも、入浴の介護を行います。
- ③訪問看護 看護婦が訪問して看護などを行います。
- ④訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士が訪問し、必要なリハビリテーションを行います。
- ⑤通所介護（デイサービス） しんた21や緑風園のデイサービスセンターに通い、機能訓練、入浴や食事

## 介護保険Q&A

年金から天引きされ、1万5千円未満の人は、市へ個別に納めていただきます。

したがって、この場合、ご夫婦であっても夫は年金からの天引き、妻は市へ直接納めていただく、というように別々の形で納めることとなります。

**Q** 健康な高齢者は、保険料を支払っていても、介護保険のサービスが受けられないのですか。

**A** 介護保険制度では、あくまでも介護が必要になった場合でなければ、介護保険のサービスは受けられません。

市では、万が一のときの「安心」を支える介護保険と平行して、生きがいづくり活動など、高齢者へのサービスを充実させています。また、老人保健制度での健康相談・健康診査・健康づくり事業などもありますので、これらを利用することで今後健康な生活をお送りください。

**Q** 判定された介護度は変化しないのですか。

**A** 介護認定審査会で判定される介護度は、6カ月間有効（要介護度の有効期間）ですので、原則として6カ月ごとに申請することになります。

したがって、判定された介護度が変化する場合もあります。

**Q** 急に介護サービスが必要になった場合、要介護認定の



の提供を受けることができます。

⑥通所リハビリテーション（デイケア） 日帰りで老人保健施設や病院などに通い、リハビリや食事の提供などを受けることができます。

⑦短期入所生活介護（ショートステイ） 特別養護老人ホームなどに短期入所し、日常生活のお世話や機能訓練などを行います。

このほかにも、車いすや特殊ベッドなどを貸し出す「福祉用具の貸与」や入浴補助用具などの購入費を支給する「購入費の支給」、自宅で暮らし続けられるよう、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修を行った場合の費用が支払われる「住宅改修費の支給」、痴ほうの人を家庭的な環境で介護する「グループホーム」での介護、などがあります。

次は「施設サービス」です。

要介護状態と認定された人は、在宅サービスのほか、施設サービスも利用できます（要支援状態の人は、施設サービスは利用することができません）。

利用できる施設は次の3種類です。  
①特別養護老人ホーム 心身に著しい障害があるため、常に介護を必要とし、在宅で生活することが難しい人に入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

②老人保健施設 介護を必要とし、家に戻ることを目指している人に、機能訓練や看護、日常生活のお世話などをします。

③療養型病床群など 長期にわたる看護が必要な人に、一般病棟に比べ病室が広く、療養環境の整った病院で、療養上の看護や機能訓練などを行います。

ここでご紹介したほかにも、介護保険の介護サービスは、いくつか想定されていますので、介護サービスの内容、種類については介護保険推進室へお問い合わせください。

### いざというときのための介護保険

今後、介護費用は確実に増加することが見込まれています。

50年後には国民の3人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入し、寝たきりや痴ほうなどの重度な介護を必要とする高齢者も増加します。

介護の重度化と長期化。  
21世紀の高齢社会には、長寿という幸福に、介護という暗く重い影が寄り添っています。

これまでの老人保健と老人福祉という制度を抜本的に再編し、利用者負担の均衡を保ち、利用者の意思を重視する。

介護保険制度は、この超高齢社会に対応していくための一つの新しい

制度ですが、この制度がスタートすることで、老後の不安がすべて解消されるわけではありません。

このだれもが経験したことのない超高齢社会を乗り切るためには、今後、さらなる対応策が必要となります。

「介護保険料を支払ったから、介護サービスを利用しなければ損をする」と考えるのではなく、介護サービスを利用しないですむよう、日ごろから健康でいるための努力をすることが大切です。

介護保険料は、健康でいようと努力しても、介護サービスを利用しなくてはならなくなつた人を支えるため、そして、自分が介護サービスを受け、万が一にも利用する立場になったときの保険。こんなふうと考えてはいかがでしょうか。

だれもが、経済的・精神的にゆとりを持った生活を送ることができるようにはありません。介護保険料という新たな支出は、私たちの心の中にさまざまな波紋を起こします。

しかし、私たちは、この心の中に起きた波紋を、現実を直視し、安心して老いていくことができる社会を実現するための機会として、じっくりと見つめなければなりません。

# 幸せな老後は、日ごろの健康づくりから。

## 介護保険Q&A

申請前にサービスを利用することができますか。

**A** 一般に要介護認定は申請のあった日から適用されますが、緊急の場合や、やむをえない理由があれば、要介護認定の申請前に介護サービスを受けることができます。

ただし、その場合は一時、全額自己負担となりますので、利用を開始したら、すぐに要介護認定の申請を行ってください。

なお、認定後、費用は9割払い戻されます。

**Q** 要介護度が決定したあと、他の市町村へ転居した場合、改めて審査判定を受けなければならないのでしょうか。

**A** 転居してから14日以内に、判定された介護度を証明する書類を添付して申請すると、改めて審査判定を受ける必要はありません。

ただ、要介護度は6カ月（要介護度の有効期間）ごとに判定の見直しが行われますので、次回からは転居先の市町村による審査判定を受けることとなります。

登別市の介護保険についてのお問い合わせは  
**介護保険推進室**

(☎) 5720



## 専門学校生の選択肢が拡大

日本工学院北海道専門学校(札幌市)の2年生6人が、本年度から実施された専門学校卒業生の大学への編入学制度を利用して、室蘭工業大学に4人、北見工業大学と福井工業大学にそれぞれ1人合格しました。

この編入学制度は学校教育法の一部改正により、本年度から実施されたもので、2年制以上の専門学校で1,700時間以上の授業を受け、専門士の学位を取得した専門学校卒業生が編入試験を受けられるというもの。

日本工学院北海道専門学校では、受験に必要な一般教養科目の教育課程を豊富に組んでいるため、同制度の導入がスムーズに行われ、同校の生徒は進路の選択肢に幅を持つことができます。

見事、試験に合格した6人は、来春、各大学の3年次に編入されます。



▲日本工学院北海道専門学校(札幌市)

## カルルス温泉が開湯100年

カルルス温泉は、日野愛憲氏が明治19年に発見、明治32年に日野久橋氏らが共同で旅館を建て開湯し、今年で100周年にあたることから、8月2日(月)にカルルス町の溪楓園などで記念式典や祝賀会が行われ、地元旅館組合など関係者約100人が出席しました。

記念事業では、「開湯百年カルルス温泉」と刻まれた、重さ26ト、高さ2.4m、幅3mの記念碑の除幕式や記念植樹、また、地域の発展に功績のあった3人が表彰されました。出席者は先人の勇気と苦勞に心から感謝と敬意をささげるとともに、地域の一層の発展を誓っていました。



## かれんな花と豊かな自然に感激

国立公園に指定され今年で50周年を迎えた支笏洞爺国立公園内の日和山原生野草園(登別温泉町)で8月4日(水)、植物観察会が開かれ、約30人の市民が参加し、登別山野草の会会員らが講師を務めました。

大湯沼展望台近くにある日和山の森林浴コース入り口から入山した参加者は、講師の説明を聞きながら、熱心に植物を観察。紫色のタチギボウシや黄色い花のクサレタマ、2日間だけ花を咲かせるトモエソウなどのかれんな姿を見つけると、普段、あまり見ることのできない草花の発見に感激する声がかげられました。



▲熱心にメモをとる参加者

## 介護保険の導入に向けて

7月30日(金)、しんた21で「のほりべつケアマネ連絡会」(田中秀治代表)の研修会が行われました。

「のほりべつケアマネ連絡会」は、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を有する市内の医師や看護婦、保健婦、介護福祉士など30人で構成され、来年4月から始まる介護保険に向けて、関係機関との情報交換やネットワークづくりに努め、お互いの資質の向上を図ることを目的に5月に結成されました。この日は、介護サービス計画(ケアプラン)の策定に向けて、具体的な事例を挙げて意見を出し合いました。



## スパイクさく裂!

8月1日(日)、総合体育館など市内7会場で、北海道教育委員会などが主催する、第31回道民スポーツ胆振夏季大会が開催されました。

今年から競技種目に採用されたパークゴルフをはじめ、バドミントンや卓球など7種目に、胆振管内15市町村から選手など1,200人が参加しました。

このうち男子バレーボールは、西陵中学校で行われ、参加した7チームが熱戦を展開。選手の強烈なスパイクやブロックポイントなどが決まるたび、会場から盛んな声援が送られていました。



## さても面白いことござる

8月14日(日)、市民会館で三市合同文化事業「和泉流狂言の世界」が行われました。

この三市合同文化事業は、すぐれた芸術の鑑賞機会を市民に提供するため、室蘭・登別・伊達三市が合同で、平成9年度から行っているもので、今年で3回目の開催です。

演じられた狂言は、鎌倉時代から続く伝統芸能で、和泉流は、江戸時代初期から伝承される由緒ある流派。

訪れた観客は、テレビなどで人気の和泉元彌さんをはじめ、一門の演技を熱心に鑑賞していました。



## 親子で楽しく木工品づくり

7月24日(土)、文化伝承館(郷土資料館横)で、「親子木工体験教室」が開催されました。

この催しは、親子がふれあいながら力を合わせて木工品を作り上げるもので、この日は10組の親子23人が、郷土資料館ボランティア「SLG」のメンバーの指導を受けながら、フラワースタンド(花台)の製作に挑戦しました。ほとんどの子どもたちは、のこぎりやかんなどを使うのは初めてで、最初は悪戦苦闘していましたが、お父さんやお母さんの力を借りながら、2時間足らずで作品を作り上げていました。



市民リポーター

垣内登紀子さん

●かきうち ときこ  
緑町在住。51歳。

室蘭市出身。昭和51年、登別市転入と同時に、登別消費者協会に入会。現在副会長として、消費者運動に尽力。長女・次女はともに独立し東京都在住。夫と実母の3人暮らし。



▼初期消火は慌てずに  
(総合防災訓練)

▲水は生活に欠かせません。配水管  
復旧訓練(総合防災訓練)



# 忘れていませんか? 災害への備え

## 自分の命は自分で守る

**要注意！大雨によるがけ崩れや地すべり**

登別では、これまでたびたび起きていた大雨災害が、ここ数年は少なくなってきたような気がします。でも、登別が全道有数の豪雨地帯であることには変わりありません。大雨に対する心構えを、市の防災担当、総務課の佐藤主査にお聞きしました。

「7月13日から14日にかけて、登別市に31mmもの大雨が降りました。この時、カルルス町で1時間に50mmもの大雨が降り、1時間当たりの降雨記録を更新しましたが、幸い大きな被害は出

恐怖の津波が奥尻島などを襲い、229人もの死者・行方不明者を出した「北海道南西沖地震」からはや6年。同じ北海道で起きたこの災害の恐ろしさは、歳月とともに、私たちの記憶から消え去ろうとしています。

9月1日は防災の日。忘れたところにやってくるといわれる天災から家庭を守るため、主婦の立場から防災について考えてみました。



▲市の防災担当、総務課の佐藤主査にお話を聞きました。

ませんでした。しかし、今後も雨の降り方によっては、がけ崩れや地すべりなど、引き続き注意が必要です」と説明してくれました。

気象観測の技術が進歩したため、テレビなどの気象情報がずいぶんとわかりやすく、正確になってきました。

### 総合防災訓練を見学 大切です！初期消火

私たちの周りで起こりうる災害は豪雨災害ばかりではありません。記憶に新しい「阪神・淡路大震災」は、日本列島のどの地域でも、いつ大地震が起きてもおかしくないという衝撃的な事実を教えてくださいました。

7月28日に、鷺別小学校グラウンドで行われた「登別市総合防災訓練」を見学しました。

この訓練は、2年ごとに実施されているもので、今回は地震・津波・大雨の災害を想定して行われました。

市や消防、自衛隊、警察、近隣市町村をはじめ、生活上欠かせない電気、ガス、水道、電話などの会社や組織、地元町内会など23の機関が参加し、災害復旧や避難、初期消火などの訓練が



市民レポートは、市民のみなさんが自由に発想・企画するページです。



▲日赤登別市地区赤十字奉仕団による炊き出し訓練  
(総合防災訓練)



▲災害時、隣近所の協力は大切です。バケツリレーによる消火訓練(総合防災訓練)  
◀市役所前に設置されている北海道総合行政情報ネットワークのアンテナ。災害時など電話回線が使えない時に衛星回線で情報収集をします。

行われました。  
**最低3日間は自力でしのぐことができる備えを**

防災訓練の見学を通じ、大切な家族の命を守るため、日ごろの備えと注意すべきことについて、主婦の立場から考えてみました。

地震は何の前触れもなく起こります。家で家族がけがなどしないよう、たんすをはじめ、棚の上のもの、食器棚のガラス類、テレビなどの電気製品や電灯などが、倒れたり落下したりして、ぶつからないようにしたいもの。

「阪神・淡路大震災」では「ライフライン」といわれる水道・電気・ガスなどに備えて、水や食料、照明、燃料衣類などを用意しておき、できれば最低3日間は自力でしのぐことができる準備をしておきたいものです。特に、食品・飲料水は使用するとき支障のないよう、定期的チェックが必要です。また、非常持ち出し品は、ひとまとめにしておくとか、リストだけでも作っておくと、役に立つと思います。

**つながりにくくなる電話  
心配な家族の安否**

万が一の災害時、家族が別々な場所において、情報がわからなかったら、不安はいっそう募ります。日ごろから、家族全員が避難場所を確認しておき、いざというときの待ち合わせ場所として決めておくのも一つの方法です。



▲日ごろから自宅付近の避難場所を確認しておきましょう。

いざ、災害が起きてしまったら、遠く離れて暮らす家族の安否はとても気になります。災害時は一般電話をはじめ携帯電話などもつながりにくくなります。そんなときには、N.T.T.の災害用伝言ダイヤル「171」の利用も一つの方法。被災地からの「声の伝言板」として、安否情報発信の手段になると思います。詳しい利用方法は、N

T.T.の電話帳に記載されていますので、参考にされてはいかがでしょう。  
**大切な近所の協力・連携  
日ごろからお付き合いを**

ご近所には、高齢者世帯や一人暮らしの方もお住まいです。いざ災害が起きてしまったら、ご近所同士お互いに助け合い、協力・連携して、被害を最小限にとどめることが大切だと思います。そのためには、普段からご近所のお付き合いや交流が必要ではないでしょうか。

悲しいことつらいこと。人は忘れることで救われます。でも、いつ襲ってくるかわからない災害に対する備えだけは、忘れないようにしたいものです。



防災に関する問い合わせ：総務部総務課 (☎1130)

あなたも市民リポーターになって、市内の話題やまちの動きなどをリポートしてみませんか。平成12年度市民リポーターについてのお申し込み・お問い合わせは企画広報室(☎1122)まで。

# 元気

宅配便

糖尿病は、生活習慣病の一つで、近年非常に増えている病気です。

糖尿病は健康診査で発見しやすい病気ですが、自覚症状がない場合が多く、血糖値が高い状態が長く続くと失明や腎透析などにつながるおそれのない病気です。また、糖尿病は、直接の死因に結びつくことは少ないのですが、市内の死亡原因の上位にランクされている心疾患や脳血管疾患に陥る要因となります。

糖尿病にかかるケースとして、遺伝的な体質による場合のほか、日常の生活習慣が大きく影響し、特に食生活と運動は糖尿病の発病と密接な関係があります。

普段の食生活で、過食や過飲（アルコールや清涼飲料水など）、食事の欧風化などによる栄養の取り過ぎが糖尿病を増加させている要因と考えられています。最近では、成人



今月のアドバイザー  
たなかあけみ 田中明美 保健婦

## 家族みんなで、糖尿病を予防しましょう



栄養相談は栄養士が承りますのでお気軽に

ばかりでなく、子どもにも糖尿病が多く見られ、子どもの将来に影響を与える問題となっています。

糖尿病は、長年の過食などによって、すい臓から分泌されるインシュリンというホルモンの働きが悪くなったり、分泌量が減ることによって血液中の糖が高い状態になり、進行すると、糖を尿とともに排出してしまう病気です。

現在は発病していなくても、すでにすい臓は疲れ始めている将来の糖尿病予備軍は、相当数になると思われま

す。糖尿病を予防するには、  
① 過食や過飲を避けるとともに、規則正しい食生活をする。  
② 家族みんなで栄養のバランスがとれた食事をする。

③ 散歩（早歩き）などの適度な運動を続け、運動不足の解消を図る。

などに心掛け、日常の生活習慣を改善することが大切です。

人が輝き まちがときめく

## 仲間たち Group

### 登別市老人陶芸部



本焼きの窯出しは、いつも期待と不安でいっぱいです。

「窯の中は、火の流れと温度差があるので、置く場所によって作品の出来が微妙に違います。なかなか考えていたとおりにできませんが、時には、思っていた以上のものが焼き上がり、感動させられます」と登別市老人陶芸部部長の小林盛一郎さん。陶芸部の部員は、最高齢89歳を含め、22人（男性11人・女性11人）。幌別町7丁目の老人趣味の作業所に「登別窯」を構え、日曜日以外は自由に来て、湯飲み茶わん、コーヒークップ、花瓶、皿などの作品作りに励んでいます。また、老人福祉センター祭りや市民文化祭などで、日々の成果を発表しています。

「陶芸は、ねん土を練るのもよい運動になりますし、細かい作業で手先を使ったり、どんな作品に仕上げかなど、頭を使いますので老化の防止にもなります。また、仲間とあ

み、毎日が楽しいです」と小林さん。作業所には、大きな灯油窯が1基、電動ろくろが6台あり、土は主に本州の信楽の赤と白のねん土を使っています。作業の工程は、ねん土をよくこねて作品を作り、十分乾燥させて素焼き（約5時間・800度）をしたものに、釉薬をかけて本焼き（約10時間・1千280度）をして完成です。窯から出すときはどのように焼き上がったか、いつも期待と不安でいっぱいになるそうです。

「できるだけ多くの方と楽しく一緒にやりたいのですが、窯の大きさや作業所の規模から20人程度が限度で、欠員がきたら新たに募集しています」と小林部長。

現在入部は受けていませんが、小グループ（親子など）での陶芸体験を受け入れしています。お問い合わせは小林さん（☎13339）までどうぞ。



楽しかったこと、悲しかったこと、市への疑問や意見・要望などを企画広報室へ電話やはがき、封書、ファクス、電子メールでお寄せください。なお、個人や団体への中傷、営利を目的としたお話はご遠慮ください。

企画広報室

☎ 85 1122  
FAX 85 1108  
Eメール: n-koho@earthcape.ne.jp

中央町 6-11

守りたいです  
ごみの分別

広報のほりべつ8月1日号によると、来年2月からごみの分別方法が変わるそうですね。

「ごみの出し方なのですが、「燃やせるごみ」の日に「燃やせないごみ」を出したり、その逆のケースも見受けられます。今でもルールを守れない方がいるのに、これからどうなるのか心配になりました。

分別の徹底が求められる来年からは、ちよんとした心がけやモラルが必要になってきますね。

(片倉町 56歳 主婦)

参考になります  
まじりくくりマニュアル

市から発行された「まじりくくりマニュアル」。

「住宅地の緑化に関する情報提供の一つ」だそうです。アイデアと良い内容といい、市役所も変わったものだと感心しました。

庭木に関する参考書のたぐいは書店に行けば売っていますが、内容が全国や全道向けのため、登別の気候や風土に合わない部分は、自分で試

行錯誤を重ねたり、詳しい人に聞かなければなりませんでした。

このマニュアルは、写真や事例紹介について、市内の身近な植物を豊富に掲載しているの、わかりやすく、参考になります。

第1号の「生け垣をつくろう!」では、生け垣に使う樹種の紹介をはじめ、生け垣が空気の浄化や景観を向上させ、防火や防災にも役に立つということが親切に説明されています。今後は、庭木の植え方や維持管理の方法などの掲載が予定され、楽しみにしています。このマニュアルが活用されて、住宅地の緑が増えることを願っています。

(若草町 69歳 男性)

ふるさとの  
文化遺産

鷺別1遺跡



【所在地】  
登別市鷺別町1丁目42番地

鷺別岬の中腹に位置する「鷺別1遺跡」は、昭和36年、登別で最初に考古学調査が行われた遺跡です。広さは約3.5㉫、遺跡の範囲の一部は室蘭市にまたがっています。

この遺跡からは、円筒上層式などの土器やハマグリ、ホタテなどの貝殻、そしてイルカ、アザラシなどの骨が発見され、縄文時代の前期から晩期にいたる数千年という長い期間、人々の生活が営まれていたことがわかっています。

登別で唯一の貝塚があるこの貴重な遺跡は、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、教育委員会が周知用看板を設置しています。

▶問い合わせ 社会教育課  
(☎ 1129)



あすなろ

すぎたてこうすけ  
杉立公輔さん(23歳)

登別商工会議所勤務

商工会議所のホームページを、早く公開したいです

「ふるさとのために何かをしたかった」という杉立さんは、札幌の専門学校を卒業後、迷わず出身地登別に就職先を選びました。

商工会議所では、学生時代に取得した資格を生かし、事業者の経理などを指導をする傍ら、独学でパソコン操作を覚え、事務所内のネットワークも自分で組みました。

「今、商工会議所のホームページを作っています。外部委託せず、基礎からすべて勉強中です。市内の事業所がホームページを開設するときには、ぜひお手伝いしたいです」と杉立さん。

豊水まつりでは、裸みこしを担いだり、よさこいソーランを踊ったりと、地域のイベントにも積極的に参加しています。



## 12年かけて全道大会の常連校に育て上げる

村田さんが音楽を始めたのは中学校の吹奏楽部に入学してから。そこで音楽の楽しさを知り、高校進学後も吹奏楽を続け、本格的に音楽を学ぶため、大学では演奏学科を専攻。卒業後は音楽の素晴らしさを子どもたちに伝えようと音楽教師の道へ。昭和63年4月、幌別中学校に赴任すると同時に同校吹奏楽部顧問となり、それまで吹奏楽コンクールの入賞にあと一歩及ばなかった同校を、全道大会の常連校にまで育て上げました。

また、「豊水まつり」をはじめ、市内のイベントにも積極的に参加し、「幌中サウンド」を地域住民に披露しています。

「ここまでやってこれたのは地域や父母のみなさんの応援と協力があったからこそ。そして、何よりも良い生徒たちに恵まれたことが大きいですね。」

## 吹奏楽を通して、人間的に大きく成長してほしい

現在、幌別中学校吹奏楽部の部員数は62人。生徒数の減少や熟通いなどによる部活動離れが叫ばれている昨今、同部は校内で最多人数を誇る部活動になりました。

「部の演奏を初めて聞いた生徒が感動して入部する。ふだん自己表現の苦手な生徒が、吹奏楽部で



楽器を持つと見事な演奏をする。吹奏楽にはそんな魅力があります。生徒たちには音楽を通して、中学時代の今しか感じることでできない豊かな感性を培ってほしい。そして人間的に大きく成長し、立派な大人になってくれることを願っています。」

9月15日(水)に札幌コンサートホールKitaraで開かれる第44回全日本吹奏楽コンクール北海道予選。昨年に続き日胆地区の代表として、A編成(50人までの団体)の北海道一を決めるこの大会の出場を目前に控え、「生徒たちはこの大会に向けて厳しい練習を積んできました。今年こそは念願である頂点の金賞を取りたい」と意気込む村田さんの願いは、生徒たちの願いでもあります。



# きらり

KIRARI

むら た ひろ ふ み

## 村田宏文さん

幌別中学校吹奏楽部顧問として吹奏楽指導に携わり12年。これまでに、同校を日胆地区の代表として、全道大会(全日本吹奏楽コンクール北海道予選)へ6度も導いてきた熱血教師。

9月15日(水)に札幌で開かれる同大会を目前に控え、練習に熱が入る同部の指導にあたる村田さんに話を聞きました。

**吹奏楽指導に精魂を込め、生徒と共に頂点を目指す。**

昭和35年10月、苫小牧市生まれ。38歳。

大阪芸術大学を卒業後、中学校の音楽教師に。現在、幌別中学校で音楽を教え、吹奏楽部顧問を務める。自身もクラリネットを演奏する。





# 情報あらかん

|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 9月 |    |    |    |    |    |    | 10月 |    |    |    |    |    |    |
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |     |    |    |    | 1  | 2  |    |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 3   | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 10  | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 17  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |    | 24  | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

## ご注意ください！ 祝日はごみを収集していません

市は、祝日とごみの収集日が重なった場合、その日はごみの収集を行いませんので、ごみステーションにごみを出さないでください。

収集しない日にごみを出すと、カラスや猫がごみをあさり、ごみステーション周辺が不衛生となったり、収集されないごみが交通の妨げになり、事故を引き起こす原因にもなります。

ごみの排出ルールを守り、美しく住みよいまちづくりにご協力ください。

▼問い合わせ 環境資源課

(☎2958)

## 「登別市みどりづくりマニュアル」第2号が完成しました

市は、みどり豊かなまちづくりを進めるため、「登別市みどりづくりマニュアル」を発行していますが、7月に発行した第1号に続き、今回、第2号が完成しました。今号のテーマは「生け垣をつくらう！②（生け垣の植栽方法編）」です。生け垣のつくり方、縄の結び方などを、イラストや写真を交えて掲載しています。

ので、ぜひ参考にしてください。

マニュアルは、市役所1階市民ロビー、各支所、市立図書館に置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。なお、次号は「生け垣をつくらう！③（生け垣の維持管理編）」の予定です。

▼問い合わせ 都市計画課

(☎4115)

## 国民年金保険料は「安心」「便利」な口座振替・自動払込で

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。保険料の納付には、納期限を気にせず、毎月、確実に納付できる「口座振替・自動払込」をお勧めします。

▼口座振替の申込方法 国民年金手帳または納付書、預金通帳、通帳届出印を持参し、金融機関または保険年金課国民年金係（市役所1階10番窓口）、各支所でお申し込みください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 保険年金課

(☎1771)

## 「札内台地で遊ぼう！」 家族でかわいい動物たちとのふれあい

▼月日 9月18日(土) (雨天決行)

▼時間 14時～16時

▼場所 サンチャイルド（札内町）

▼参加料 無料

▼触れ合える動物 ウサギ、ヤギ、牛、子犬、羊、ポニー、馬、ウコックケイ

▼参加方法 直接、会場にお越しください（事前の申し込みは不要）

▼問い合わせ 社会教育課 (☎1129)

## 65歳以上のみなさんへ 郷土資料館無料入館のお知らせ

郷土資料館は、9月15日の「敬老の日」にちなみ、次の期間に限り65歳以上の方の入館料を無料にします。

▼無料期間 9月4日(土)～9月15日(水)（ただし、9月6日(月)と13日(月)は休館日です）

▼開館時間 10時～17時

▼対象 市内に居住する65歳以上の方

▼問い合わせ 郷土資料館 (☎1339)

## 第6回 老人福祉センター祭り

老人福祉センターを活動の場としている高齢者の各種サークルや老人クラブが、その成果を発表し、みなさんと楽しく交流する祭りです。

▼月日 9月18日(土)

▼時間 10時～15時30分

▼場所 老人福祉センター（富士町7丁目・ホームストア幌別店向か

▼内容 富士保育所児童の遊戯、詩吟、舞踊、民謡、歌謡曲などの発表、書道、絵画、写真、俳句、陶芸、手芸などの作品展示、魚拓の実演、焼き鳥、揚げ芋、そば、うどんの販売など

※マイカーでお越しの方は、市民会館駐車場をご利用ください。

▼問い合わせ 老人福祉センター (☎1303)

## 子犬・子猫の新しい飼い主さがしとペットの無料検診・飼育相談

胆振支庁は、9月20日から26日までの動物愛護週間にちなみ、子犬・子猫の新しい飼い主さがしとペットの無料検診・飼育相談を行います。

▼月日 9月23日(木) (小雨決行)

▼時間 ①新しい飼い主さがし：受付10時、決定10時30分 ②無料検診・飼育相談：10時～12時

▼場所 室蘭市東サービスセンター裏広場（室蘭市寿町1丁目10-11）

▼経費 新たに犬の飼い主になる方は、狂犬病予防注射料3千40円

※犬の登録は、後日、登別市環境資源課（幸町2丁目4）で行ってください。なお、登録料として3千円かかります。

▼その他 子犬・子猫を譲りたい方は、事前に胆振支庁環境生活課に連絡のうえ、当日連れて来てくださ

▼問い合わせ 胆振支庁環境生活課 (☎29131)

# かると

## 9月9日は救急の日

### 救急講習会

～救急処置を身につけましょう～

救急車が出動してから現場に到着するまでの平均時間は5分。尊い命を救うためには、この5分間が非常に重要な時間となります。

消防署は、一人でも多くの方に心肺そ生法や人工呼吸などの応急処置を身につけてもらうため、救急講習会を開催します。

- ▶日時 9月11日(土) 13時～16時
- ▶場所 市役所第2庁舎1階消防本部会議室
- ▶内容 心肺そ生法などの実技、止血法の指導など
- ▶定員 20人(申込順)
- ▶受講料 無料
- ▶申込方法 9月9日(木)までに消防署、各消防支署に備え付けの受講申込書でお申し込みください
- ※講習終了後、普通救命講習修了証を交付します。

問い合わせ  
消防署(☎2551)

### ふるさと料理教室 参加者募集

文化スポーツ振興財団主催

- ▼月日 9月28日(火)
- ▼時間 9時30分～13時
- ▼場所 市民会館調理室
- ▼対象 市内に居住する方
- ▼定員 40人(申込順)
- ▼内容 ホッキ・秋サケを使う料理
- ▼講師 登別漁業協同組合婦人部
- ▼参加料 700円(材料費)
- ▼持ち物 包丁、エプロン、ふきん
- ▼申し込み・問い合わせ 9月20日(月)まで(土・日曜日を除く)に文化・スポーツ振興財団

(☎1116)

### 男性のための料理教室

登別市食生活改善推進員協議会主催

- ▼月日 10月7日(木)
  - ▼時間 10時～12時30分
- 男性のみなさん、ヘルシーな料理作りに参加してみませんか。

### 市民のためのパソコンの基礎 教室受講者募集

- ▼月日 9月25日(土)から10月14日(木)までの毎週火・木・土曜日(全10日間)
- ▼時間 18時～21時
- ▼場所 登別地方高等職業訓練校
- ▼内容 Windows95の基礎、表計算

- ▼募集人数 15人(申込順)
- ▼受講料 1万2千円
- ▼申込方法 受講料を持参のうえ、登別地方高等職業訓練校(青葉町42)へ直接お申し込みください
- ▼申し込み・問い合わせ 登別地方高等職業訓練校(☎1450)

- ▼場所 しんた21など
  - ▼月日 9月13日(月)～10月18日(金)(全5日間)
- ボランティア活動の広がりを目指し、これからボランティア活動をしようとする方やすでに活動している方に、同じボランティアの立場で相談に乗ったり、活動に入るきっかけづくりをしたりする「ボランティアアドバイザー」。登別市社会福祉協議会は、このボランティアアドバイザーを養成するための研修を行います。
- ボランティア活動に関心をもつ方が増えている昨今、ボランティアアドバイザーの活躍の場がますます広がっています。ぜひご参加ください。

### 車両通行止めのお知らせ

**通行止め期間**  
平成11年10月1日(金)  
～平成12年2月25日(金)

道路改良工事のため、市道登別富浦路線が車両通行止めになります。工事期間中は大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ  
土木課(☎3260)



### まちの活力 みんなの力で!

市内経済に活力を与えるには、みなさんのお力添えが必要です。市内経済の活性化のため、買い物や工事の発注などは、地元の商店・企業を利用しましょう。

- ▼内容 ボランティアの基礎知識、相談援助技術、仲間づくりとコミユニケーションの手法などについて、交流を交えながらの共同学習
- ▼対象 おおむね2～3年以上ボランティア活動の経験がある方
- ▼定員 30人(申込順)
- ▼受講料 無料
- ▼申し込み・問い合わせ 9月8日(木)までに登別市ボランティアセンター(☎2080)

## 古本市を開催します のほりべつの図書館を考える 会主催

あなたの家に眠っている本はありますか。のほりべつの図書館を考える会は、古本市を開催するにあたり、古本の寄贈をお受けします。益金は全額「新図書館建設積立金」に寄付します。みなさんのご協力をお願いします。

▼開催日 9月25日(土) 12時～17時  
26日(日) 10時～13時

▼場所 市立図書館1階ロビー  
▼古本収集日時・場所 9月18日(土) 19日(日)、21日(火)、22日(水) 10時～15時・市立図書館1階ロビー

▼収集方法 市立図書館までご持参ください

▼問い合わせ 西村さん  
(☎5334)

## フープロ技術講習会

### 受講生募集

▼日時 9月27日(月)から10月26日(火)までの月～金曜日 10時～16時

▼場所 NBPカルチャーセンター(室蘭市みゆき町1丁目7-7サクラ研修所内)

▼対象 就業を希望し、全日程出席できる女性

▼募集人数 20人(応募者多数の場合は選考)

▼受講料 4千500円(教材費)

▼申込方法 9月16日(木)までの月～金曜日の10時～15時に北海道立札

幌婦人就業援助センター(室蘭市栄町2丁目1-20)へ直接お申し込みください

## 障害をもつ方の雇用促進にご理解とご協力を!

9月は「障害者雇用促進月間」です。障害をもつ方が一人でも多く働く場を得て、社会活動の一翼を担い、生きがいを感じることができるよう、事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、期間中には、就職を希望する障害をもつ方を対象とした就職相談会を行います。事業主のみならずをはじめ、多数の参加をお待ちしています。

## ふれあい就職相談会

▼日時 9月29日(木)  
13時30分～16時

## 出張税務相談を開催します

不動産の譲渡、相続・贈与の税金、パートで働いた場合の還付金など、税金に関する相談を札幌国税局税務相談室苫小牧分室税務相談官が無料でお受けします。

▶日時 9月21日(火) 10時～15時  
▶場所 婦人センター  
▶問い合わせ 札幌国税局税務相談室苫小牧分室(☎0144-6611)

## 行方不明者相談所を開設します

▶日時 9月10日(金) 9時30分～16時  
▶場所 室蘭警察署3階大会議室(室蘭市新富町1丁目5)  
▶持ち物 捜してほしい方の写真  
※調査の手がかりとなる身体の特徴、傷、手術跡、ほくろ、あざ、歯型、血液型、行方不明当時の服装などについて調べておいてください。  
▶問い合わせ 室蘭警察署(☎0110)

## 不法滞在・不法就労防止にご協力を!

不法滞在者を含む来日外国人による殺人、強盗などの凶悪犯罪や、麻

▼場所 蓬棘殿(室蘭市宮の森町1丁目1-64)  
▼問い合わせ 室蘭公共職業安定所(☎28689)

## 市民公開講座を開催します

(※北海道臨床衛生検査技師会室蘭地区会主催)

▼日時 9月11日(土) 14時  
▼場所 室蘭・登別保健センター3階(室蘭市東町4丁目20-6)

▼演題 「感染症―最近の動向―」  
▼講師 大宮彬男さん(室蘭保健所所長)

▼参加料 無料  
▼問い合わせ 新日鐵室蘭総合病院臨床検査科・塚本さん(☎4650)

## 平成11年度 自衛官募集

問い合わせ

室蘭募集事務所  
(☎9533)

| 募集種目    | 資格                   | 受付期間                  | 試験日                    |
|---------|----------------------|-----------------------|------------------------|
| 防衛医科大学校 | 高校卒業(見込)<br>21歳未満    | 9月14日(火)<br>10月13日(木) | 1次:11月6日(出)<br>7日(日)   |
| 防衛大学校   | 高校卒業(見込)<br>21歳未満    |                       | 1次:11月13日(出)<br>14日(日) |
| 看護学生    | 高校卒業(見込)<br>22歳未満の女子 |                       | 1次:10月28日(木)           |
| 免許取得者など | 婦人自衛官(看護)            | 10月18日(月)             | 11月21日(日)              |
|         | 免許取得見込者              | 11月8日(月)              | 11月25日(木)              |
|         | 36歳未満の女子             |                       |                        |
|         | 33歳未満の女子             |                       |                        |

薬、覚せい剤などの薬物犯罪が急増し、大きな社会問題となっています。警察は、これらの問題に対して治安を脅かす凶悪犯罪、薬物犯罪の取り締まり

◎集団密入国やブローカーなどが介在する不法就労あつせん、不法滞在者を呼び込む犯罪の取り締まり

◎来日外国人が犯罪や事故の被害者とならないための防犯活動

などを強力に進めるとともに、雇用主に対しても外国人の適正雇用を行うよう働きかけています。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▼問い合わせ 室蘭警察署(☎0110)

# 10月1日(金)

開場18時／開演 18時30分  
市民会館大ホール

▶入場料(全席自由)

一般1千円、高校生以下700円  
※小学校入学前で、座席を使用しないお子さんは無料。

▶チケット取扱先

市民会館、総合体育館、鷺別公民館、市役所内母子会売店、アーニス、紀文堂書店(JR登別駅前)、ブックアベニューいりえ(若草町)



地球交響曲  
〜ガイアシンフォニー第三番〜

### 地球の音が聞こえますか

黄金の海を渡るオルカの息吹。  
白夜の太陽にこだまするオオカミの遠吠え。

地球環境の大切さを訴えかけるだけではなく、一人ひとりの心が秘める無限の可能性を探る「こころの映画」として、大きな反響を呼んできた「地球交響曲〜ガイアシンフォニー第三番〜」が、ここ登別で上映されます。

私たちが生きとし生けるものを、はぐくんできた地球、そして命の意味をみんな考えてみませんか。

※小学校入学前のお子さんをお連れの方は、母子席をご利用ください。また、当日は駐車場の混雑が予想されますので、ご了承ください。

▼問い合わせ 文化・スポーツ振興財団 ☎011-116

好き  
このまちが  
ま ち の 風 景  
10 月

## となりまちホットライン

### 白老町

アイヌ伝統の文化にふれてみよう  
しらおいチェブ祭

豊漁と安全を神々に感謝する儀式「カムイノミ」などの伝統行事のほか、アイヌ文化の紹介、サケのつかみどり、サケのくじ引き、海産物の販売などを行います。みなさんも熊送りの踊り「リムセ」や伝統漁法でサケを捕る「マレク」に参加しましょう。秋の一日、家族そろってアイヌの伝統文化にふれてみませんか。

- ▶日時 9月26日(日) 9時～16時30分
- ▶場所 白老港(インカルミナル広場前)
- ▶問い合わせ 北海道ウタリ協会白老支部事務局 ☎0144-3686

### 室蘭市

むろらん障害者デー記念事業  
ふれあいまつりにお越しを

障害をもつ人たちのふれあいを広げるための、楽しい催しがいっぱいのお祭りです。お気軽にお越しください。

- ▶日時 9月12日(日) 10時～15時
- ▶場所 びあ216 障害者福祉総合センター(国道37号太平橋そば)
- ▶内容 ふれあい発表会(武者太鼓、手話コーラスなど)、ふれあいの店(手芸品、手作り菓子などの販売)、食べ歩きコーナー(生ビール、焼き鳥など)、体験コーナー(点訳、手話など)
- ▶問い合わせ 室蘭市障害福祉課 ☎0143-6611

### 伊達市

「第2回だて噴火湾縄文まつり」で  
5千年前の昔にタイムスリップ

噴火湾縄文シンポジウム、縄文グルメリランド、縄文チャレンジランド、縄文ファッションショーなど楽しいメニューが盛りだくさん。この秋、だて噴火湾縄文まつりを存分に楽しみましょう。みなさんのお越しをお待ちしています。

- ▶日時 9月4日(土) 13時～16時  
5日(日) 10時～15時
- ▶場所 国指定史跡北黄金貝塚、カルチャーセンター
- ▶問い合わせ だて噴火湾縄文まつり実行委員会事務局(伊達市文化課内) ☎0142-1515